

令和3年4月 介護報酬改定

指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営
に関する基準等の改正の内容・解釈

小規模多機能型居宅介護

2.(7)① 離島や中山間地域等におけるサービスの充実

概要

【夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から、以下の見直しを行う。他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。【告示改正】

ア 夜間対応型訪問介護について、移動のコストを適切に評価する観点からも、他の訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

イ (介護予防)認知症対応型通所介護について、他の通所系サービスと同様に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

ウ (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、「訪問」も提供することを踏まえ、移動のコストを適切に評価する観点からも、訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とする。

5 小規模多機能型居宅介護費

(1) (略)

(2) 短期利用居宅介護費について

① (略)

② 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

(3) (略)

(4) 特別地域小規模多機能型居宅介護加算について

注7のその一部として使用される事務所とは、サテライト事業所（地域密着型サービス基準第63条第1項に規定するサテライト型事業所をいう。）とし、例えば、**本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする小規模多機能型居宅介護従業者による小規模多機能型居宅介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする小規模多機能型居宅介護従業者による小規模多機能型居宅介護は加算の対象となるものであること。**

➤ 離島や中山間地域等に立地する事業所のみが加算対象となる。

2. (7)③ 過疎地域等におけるサービス提供の確保

概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、**登録定員を超過**した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする。【省令改正、告示改正】

一部R3.1.13諮問・答申済

基準・報酬

< 現行 >

【基準】

登録定員及び利用定員を超えてサービス提供はできない。

【報酬】

登録者数が登録定員を超える場合、翌月から、定員超過が解消される月まで、利用者全員30%/月を減算する。



< 改定後 >

【基準】

登録定員及び利用定員を超えてサービス提供はできない。ただし、**過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は（※1）、一定の期間（※2）に限り、登録定員及び利用定員を超えてサービス提供ができる。（追加）**

【報酬】

上記ただし書きの場合、市町村が認めた時から、一定の期間（※2）に限り、減算しない。（追加）

2.(7)③ 過疎地域等におけるサービス提供の確保

算定要件等

- (※1) 人員・設備基準を満たすこと。
- (※2) 市町村が登録定員の超過を認めた時から介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。ただし、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長を可能とする。

2.(7)④ 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

概要

【小規模多機能型居宅介護★】

令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準であり、全国一律）から「標準基準」（通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの）に見直す。【法律改正、省令改正】

2.(7)④ 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

基準

< 現行 >
 登録定員、利用定員が「従うべき基準」となっている。



< 改定後 >
 登録定員及び利用定員について、「従うべき基準」から「標準基準」に見直す。

【登録定員等】

	本体事業所
登録定員	29人まで
通いの利用定員	登録定員の1/2～18人まで
泊まりの利用定員	通い定員の1/3～9人まで

※ 基準の考え方

- ・従うべき基準
 → 条例の内容は全国一律
- ・標準基準
 → 条例の内容は地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり
- ・参酌すべき基準
 → 基本的には地方自治体の判断で設定可能

指定基準等	具体的な項目 (例)	条例委任する場合の基準	改正後
定員	・利用することができる人数の上限 ※ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の場合登録定員：利用者登録することができる人数の上限 利用定員：通い・宿泊サービスごとの1日当たりの利用者の数の上限	標準基準 (看多機を含む) ※ ただし、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護等は、従うべき基準	標準基準 (看多機を含む) ※ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護も、標準基準とする。

※必要な法律上の措置を講じた上で、運営基準について所要の改正を行うもの

(13) 定員の遵守

① 基準第82条第1項に定める「特に必要と認められる場合」としては、例えば、以下のような事例等が考えられるが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいうものである。

(特に必要と認められる場合の例)

- ・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合
- ・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合
- ・登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合
- ・前記に準ずる状況により特に必要と認められる場合

② 基準第82条第2項は、過疎地域その他これに類する地域であって、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えたサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。

市町村は、その運用に際して次に掲げる点のいずれにも適合することを要件とするとともに、当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の確保に努めることとする。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所が人員及び設備基準を満たしていること。

ロ 市町村が登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員の超過を認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までの最大3年間を基本とする。ただし、次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次期の介護保険事業計画の終期まで延長を可能とする。